

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	54	担当課	地方局建設部 又は土木事務所
法令名	愛媛県営住宅管理条例	根拠条項	第 23 条の 21	許認可等 の内容	駐車場の使用の承継	
<p>(使用の承継)</p> <p>第 23 条の 21 使用者 (第 23 条の 2 第 1 項の許可を受けた社会福祉法人等及び第 23 の 17 第 2 項に規定する団体を除く。) が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者で第 17 条第 8 項の承認を受けたものは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、引き続き当該県営住宅駐車場を使用することができる。</p> <p>愛媛県営住宅管理条例施行規則 (県営住宅駐車場の使用の承継の承認)</p> <p>第 12 条の 11 条例第 23 条の 21 の規定による承認を受けようとする者は、別記第 10 号の 7 様式による駐車場使用承継承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>						